

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子支援員の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者を加えるとともに、心理療法担当職員に係る規定の整備をするためのものである。

2. 改正内容

(1) 母子生活支援施設職員の資格要件の明確化

母子生活支援施設に配置できる職員のうち、心理療法担当職員の資格要件は、「学校教育法の規定による大学」において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならないとされている。

今回の改正は、「学校教育法の規定による大学」には、「短期大学を含まない」ことを明確化するもの。

(参考)

心理療法担当職員とは、母子生活支援施設に配置できる職員である。虐待等による心的外傷のために心理療法を必要とする母子に対してカウンセリングなどの心理療法により改善を促し、自立の支援を行う者。

(2) 母子支援員の資格要件の拡大

平成31年4月1日より、学校教育法の改正により専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」の制度が設けられ、専門職大学は前期・後期に課程を区分することができることとされた。

今回の改正は、母子支援員の資格を有する者として「専門職大学の前期課程を修了した者」を対象に加えるもの。

(参考)

- 専門職大学の前期課程修了者は、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとし、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位が授与される。
- 専門職大学・専門職短期大学（平成31年度4月開設）
 - ・専門職大学
高知リハビリテーション専門職大学（高知県土佐市）、国際ファッション専門職大学（東京都新宿区、愛知県名古屋、大阪府大阪市）
 - ・専門職短期大学
ヤマザキ動物看護専門職短期大学（東京都渋谷区）

3. 施行期日

条例公布の日